



すいきょう

かせん

うつく

じょうれい

「水郷ひた河川を美しくする条例」をつくり、

河川の浄化及び河川環境の保全に努めています。

令和3年4月1日に河川の浄化及び河川環境の保全を目的とした条例が施行されました。市、市民及び事業者が役割を果たし、最善の努力を積み重ねることによって河川を美しくするための条例です。

<三隈川>

水郷ひた河川を美しくする条例

■第1章 総則

条例の目的や、市、市民及び事業者のそれぞれの責務や役割、協力及び連携等について定めています。

■第2章 河川の汚濁防止

河川への投棄の禁止、生活排水の浄化、洗剤、肥料等の適正使用など河川の汚濁に直接影響する身近な行動規範を定めています。

■第3章 水質等の検査

河川の水質検査を行うことで河川の状態を監視することを定めています。

■第4章 雑則

市民・事業者への指導・助言、法令遵守または必要な規定を設けることを定めています。

条例のポイント

- 市、市民及び事業者が協力して河川を美しくすることに努めます。
- 「水郷ひた」のシンボルである美しい河川を未来に残していきます。
- 河川を汚す行為（ゴミの投棄等）はやめましょう。
- 河川に生活排水を流さないようにしましょう。
- 洗剤は河川の水質への負荷が少ない洗剤を適正に使用しましょう。（使いすぎない）
- 肥料又は農薬は適正に使用しましょう。
- 野外活動をする場合、河川環境をきれいにすることを心がけましょう。

詳細はこちら▶



市民の皆さんには条例の目的と内容をご理解いただき、
「水郷ひた」のシンボルである美しい川を維持していくためご協力をお願いします。